

EU および加盟国の「司法手続及び選挙等の分野」への対応について

EU 及び加盟 27 カ国の「司法手続及び選挙等の分野（今部会のテーマ）」に関わる EU による状況把握と検討は、主として障害者権利条約 13 条「司法へのアクセス」及び 29 条「政治的及び公的活動への参加」に即して行われている。以下の【現状】と 13 条及び 29 条に依拠した【一般的な勧告】は、欧州委員会が調査委託した 2 つの報告書¹、及び、障害ハイレベルグループの年次報告書² 等に基づいてまとめている。

文末に、「欧州障害戦略 2010—2020」において、EU が司法手続及び選挙等の分野で実施する行動リストを記した。

「司法へのアクセス」

【現状】

- ・ EU 全加盟国には、司法への効果的なアクセスを規定する何らかの法律が存在する。内容としては特に聴覚障害者への手話通訳の規定が多く、視覚および知的障害者への対応については全体としてまだ課題がある。一方で、加盟国の立法のなかには、障害者に対する障害のない人と等しい司法へのアクセスに言及する国々がある（イタリア、ラトビア等）。また、オーストリア、クロアチア、フランスの規定上にも好事例がある（註 1 の報告書①）。
- ・ 司法へのアクセスに関わる法、政策、措置において、オーストリア、クロアチア、フランスは好事例を示している（註 1 の報告書②）。
- ・ EU は、移動、モノ、情報やコミュニケーション技術等における障害者のアクセシビリティ確保に関わる立法を有している（2001/85/EC、2002/21/EC、1107/2006/EC 等）。
- ・ EU は雇用・就労の分野における障害者に対する不適切な扱い(mistreatment)に関わり、司法へのアクセスおよび保護に関わる立法を有している（2000/78/EC（→前文 29 等：差別を受けた者が適切な手段で法的保護を受ける））。
- ・ EU は、プログレス・プログラム等を通じて、EU および加盟国の司法分野に携わる者に対して、障害者の司法へのアクセスを高める研修・訓練等を実施している。
- ・ EU 諸機関は、障害者権利条約の正式確認を受けて、欧州司法裁判所への効果的なアクセスを確保するよう、その手続きを精査しなくてはならない。

【一般的な勧告】

- ・ 司法手続きの全過程において、障害者が、被害者、被疑者、犯罪者、原告や被告等の何れの立場にあっても、司法への効果的なアクセスを確保する。

¹ 報告書①: EFC, Study on challenges and good practices in the implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities(VC/2008/1214, 2010,

報告書②: ECOTEC, Study on the situation of women with disabilities in light of the UN Convention for the Rights of Persons with Disability(VC/2007/317), 2009. 両報告書は欧州委員会のプログラムの一環として作成されたが、欧州委員会の公的な見解を必ずしも反映するものではない。

² Second disability high level group report on implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with disabilities, 2009

- ・法廷における法的過程、司法制度に関わる全行政的過程（法廷での書面、法廷外でのコミュニケーション等）における障害者へのアクセスの確保、及び、年齢に適した配慮を通じて、障害のある子どもや若者の法的過程における効果的な参加を促進する。これには、証拠法の扱いに関わる、障害のある子どもや若者のニーズに即した柔軟な対応の確保等を含む。
- ・障害者権利条約 13 条の履行を促す措置には次の事項が含まれる（しかし、次の事項に限定されない）。
 - －司法制度における、配慮及び調整やその他措置の提供を通じてアクセシビリティを確保する（司法制度に携わる者とのコミュニケーションを含む）。
 - －捜査方法や面接(interview)技術を含む、手続き上の配慮及び調整を確保する。
 - －証拠法に関わり、障害者のニーズへの対応および柔軟性を確保する。
 - －司法に関わる諸機関（警察署、裁判所、行政審判所／行政裁判所等）の物理的なアクセスを確保する（移動のための機器や用具を使う者、視覚あるいは認知上の障害がある者、聴覚障害者等のアクセス保障の措置を含む）。
 - －司法に関わる諸機関に携わる者（警官、裁判所の行政職員、刑務官、弁護士及び司法書士等、政務官や裁判官等）への訓練を、障害者の司法へのアクセスを促進するために確保する。
 - －司法に関わる諸機関に携わる者への訓練の内容には、法的過程における障害者に対する認識、アクセス確保のための調整、障害者とのコミュニケーションを図る技術の修得を含む。
 - －警察における、障害者及び障害児に対する適切な捜査手法、面接技術の訓練を確保する。

「政治的及び公的活動への参加」

【現状】

- ・加盟国は全体として、障害者の政治的及び公的活動への支援を促進する方向にある。これは、政策決定やサービス提供における障害者の積極的な参加にも示されている。このほか、ステークホルダーの参加を促進する利点と必要性が提起されている。
- ・大多数の加盟国は、障害者が投票手続きにおいて効果的かつ完全に参加するための法的規定を有している。これらの規定は、障害者にとって関係施設及び物品が利用可能であることを含む。しかし、選挙や国民投票における秘密投票、投票権についての案内等が、一定の障害者に確保されない場合もある（例、ギリシャの投票に関わる身体障害者に限定したアクセシビリティ確保）。
- ・すべての市民が平等に投票権を行使できるような規定を有する国がある（例、フィンランドにおける、病院や施設あるいは在宅で投票所へ行けない者の投票権の規定等）。
- ・大多数の EU 加盟国には、障害者の政策決定への参加を確保する障害者協議会等が設置されている。しかし、これら協議会等の意見をどの程度反映させるか否かは、しばしば明確ではない。
- ・欧州議会の議員を選出する各加盟国の選挙手続きにおいて、EU は障害者権利条約 29 条の効果的な履行を促進する必要がある。
- ・EU では、政治的及び公的活動への参加について、障害のある男女に差異があることが指摘され、差異を縮める取り組みが行われている。
- ・EU は、障害のある若者の民主的な活動への参加を促すプログラムを試みている。

【一般的な勧告】

- ・ 障害者の政治的及び公的活動への完全かつ効果的な参加を妨げる障壁を取り除く措置が必要である。障壁には次の事項が含まれる（しかし、次の事項に限定されない）。
 - － 投票及び投票所へのアクセスの不足
 - － 投票に関わる情報へのアクセスの不足
 - － 投票所における障害者への支援不足
 - － 選挙や投票に関わる市民教育プログラムの不足
 - － 選挙権、被選挙権等の保障に関わる法的措置の不足
- ・ 地方公共団体による障害者のインクルージョン（包摂）とアクセスを、国が保障する。
- ・ 障害者が特に合理的配慮等の諸規定を用いて政治的権利を行使できるよう、政治的な決定（投票手続きを含む）に関わるすべての公務員に訓練を提供する。
- ・ 投票手続きにおけるアクセシビリティを確保する。このためにすべての情報（政党のプログラム、投票用紙等）は、使用可能な形式である必要がある（点字、拡大文字、わかりやすい表現等）。
- ・ 投票において、障害者の必要に応じた支援の提供を確保する。無記名投票用紙の使用にあたり、障害者の投票の秘密保持が尊重されなければならない。
- ・ 政策決定におけるあらゆる側面において障害者の参加を確保する。これは、法の採択や修正を行う前に、国が障害者や当事者団体に積極的関与や相談を求めることを意味する。
- ・ 障害者が選挙に立候補し、国及び地方行政において公的に活動する権利を確保する。
- ・ 障害者が NGO や組合、その他の公的及び政治的な活動を行う団体に参加する権利を保障する。
- ・ 障害者が NGO、あるいは公的及び政治的な活動を行う団体を自ら設立する権利を保障する。

【付記】

「欧州障害戦略 2010—2020」における司法手続及び選挙等に関連する EU の行動リスト （一部抜粋）

- ・ 障害のある男女の選挙権の完全な行使を確保するよう、アクセス可能な施設や設備、選挙活動に関する基準の開発及び普及を通じて、加盟国を支援する（2010—2015 年）。
- ・ 裁判所や警察署の建物のアクセシビリティを高める必要性を加盟国に喚起する（2010 年—2015 年）。
- ・ 障害者と情報交換を行う公務員への訓練について、成功事例の普及を行う（2010—2015 年）。
- ・ 法的文書や手続きへのアクセスに関わる適切な支援の必要性を、加盟国に提起する（2010—2015 年）。
- ・ 欧州諸機関における手話の使用を促進する（2010 年—2015 年）。
- ・ EU 条約 82 条（刑事司法協力）2 項の刑事訴訟における個人の権利に関わり、特に手話通訳において、その適切な履行をモニタリングする（2010 年—2015 年）。
- ・ 法的能力に関わる成功事例の交換を促進する（2010 年—2013 年）。